

1 周南市新庁舎売店出店者選定に係る公募型プロポーザルの再公募（概要）

〈再公募条件の考え方〉

1 回目公募に当たっては、来庁者の利便性向上並びにまちのにぎわい創出を最優先して条件を設定しましたが、企画提案は提出されませんでした。再公募に当たっては、安定的に経営ができるように採算性に配慮し、条件を緩和することとします。

〈主なポイント〉

- ◇ **営業日の緩和** → 休日の採算性を考慮し、開庁日のみを必須とします。（応募者の提案により休日営業）
- ◇ **営業時間の緩和** → 夜間の採算性を考慮し、8時～19時とします。（応募者の提案により延長営業）
- ◇ **機器要件の緩和** → 営業日、営業時間の緩和により重要度が変わったことから、応募者の提案による任意設置とします。

1 回目公募概要 (H28.9.7特別委員会報告)

1 公募の目的

庁舎の有効活用及び来庁者の利便性向上並びにまちのにぎわい創出を目的に、新庁舎内の一部を売店出店者に貸し付ける。一定の貸し付け条件の下、安定した経営のみならず、質の高いサービスの提供が可能な出店者を、プロポーザル方式により選定する。

2 公募の条件等

- (1) 応募者
法人又は個人の別は問わない。ただし、個人の場合は、フランチャイズ加盟者
- (2) 契約期間
平成30年6月頃から平成35年3月31日まで
- (3) 営業日
通年営業とする。ただし、12月29日から1月3日までは休業日
- (4) 営業時間
原則として、午前8時から午後10時まで
- (5) 提供する商品等
飲食品類や収入印紙、山口県収入証紙など
- (6) 店舗に設置するもの
コピー機、FAX、証明書等の自動交付ができる端末機、ATMなど

3 スケジュール

- ① 応募申込書の提出期限 10月11日まで
- ② 企画提案書の提出期限 11月1日まで
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング 11月15日（出店候補者を選定）

再公募概要

1 公募の目的

庁舎の有効活用及び来庁者の利便性向上並びにまちのにぎわい創出を目的に、新庁舎内の一部を売店出店者に貸し付ける。一定の貸し付け条件の下、安定した経営のみならず、質の高いサービスの提供が可能な出店者を、プロポーザル方式により選定する。

2 公募の条件等

- (1) 応募者
法人又は個人の別は問わない。_____。
- (2) 契約期間
平成30年6月頃から平成35年3月31日まで
- (3) 営業日
開庁日とする。 ※応募者の提案に応じて閉庁日も営業
- (4) 営業時間
原則として、午前8時から午後7時まで ※応募者の提案に応じて時間延長
- (5) 提供する商品等
飲食品類や収入印紙、山口県収入証紙など
- (6) 店舗に設置するもの
任意 ※応募者の提案に応じ設置

3 スケジュール

- ① 応募申込書の提出期限 1月31日まで
- ② 企画提案書の提出期限 2月17日まで
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング 3月2日（出店候補者を選定）